

部活動の在り方に関する方針

十島村立宝島中学校

1 策定の趣旨

本校の部活動は、「鹿児島県部活動の在り方に関する方針」「十島村教育委員会部活動の在り方に関する方針」に基づき以下の点を重視して実施する。

- (1) 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、運動部活動においては、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図ること。文化部活動においては、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること、また、すべての部活動において、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすることとする。
- (2) 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこととする。

2 活動方針

- (1) 本校の部活動は、生徒の多様な学びの場として大きな意義を有するものであることから、学校の教育目標及び経営方針に基づき、計画的に実施する。
- (2) 部活動は、学校全体の教育活動として適切な運営を図っていく。

3 適切な運営のための体制整備

- (1) 校長は、生徒や学校の状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な取組が実施できる部活動を設置する。
- (2) 校長は、学校や地域の実態等を踏まえ、部活動指導の学校外協力者について検討する。学校外協力者については、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務を遵守することとし、必要に応じて校長が指導する。
- (3) 校長は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌を勘案した上で学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- (4) 校長は、年間・毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツや文化芸術等の活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。
- (5) 顧問は、保護者会等を通じて担当する部活動に係る活動方針や年間の活動計画等について保護者等に理解と協力を得る。

4 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 部活動の実施に当たって、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成 25 年文部科学省）に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ 休養を適切に取り、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないことや、生徒の心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解する。

ウ 生徒の体力及び芸術文化等の能力を向上させながら、生涯を通じてスポーツや芸術文化等の活動に親しむ基礎を培い、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう指導する。

その際、競技種目・分野の特性等を踏まえた科学的（合理的でかつ効率的・効果的）なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。また、目先の勝敗や技能向上、行き過ぎた勝利至上主義にとらわれることなく、体力や技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず、スポーツや芸術文化等の多様な楽しみ方ができるよう配慮をする。

エ 専門的知見を有する教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。また、生徒自身が自分の体調等に応じた活動について部活動の指導者と意見の交換ができる雰囲気づくりを行う。

オ 生徒主体のミーティングを定期的に設けるなど、生徒の主体性を尊重し、生徒とともに学び合う関係性を構築し、生徒の健全な成長を目指した指導を行う。

カ 部活動の指導の際は、熱中症事故防止の観点から、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、生徒の健康管理を徹底し、万全の安全対策を講じる。万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、迅速かつ適切な対応を徹底する。

ク 部活動部員にインフルエンザ等の感染症が発生した場合、その流行の防止に努めるとともに、インフルエンザ様疾患発生時の学級閉鎖の基準に準じて、活動の制限、中止等の措置をとる。

（２）部活動用指導手引等の活用

部活動の顧問等は、中央競技団体や部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引や、鹿児島県が策定した「運動部活動指導の手引き（一部改訂版）」（平成 29 年 3 月）等を活用して、2 (1) に基づく適切な指導を行う。

5 適切な休養日等の設定

（１）休養日の設定

ア 学期中は、週当たり 2 日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも 1 日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）

イ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

ウ 定期試験等の実施の 1 週間前から試験終了前日までを休養日として設定する。

（２）活動時間の設定

1 日の活動時間は、長くとも平日では 2 時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は 3 時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

（１）各種の大会等に参加することが、生徒や部活動の指導者の過度な負担及び保護者の経済的な負担とならないよう配慮し、参加する大会については、7 月の中学校総合体育大会を目安とする。

（２）県中学校体育連盟など県の部活動に関わる組織及び十島村教育委員会が定める上記（１）の目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動の指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を校長が精査する。

7 新型コロナウイルス感染症対策の励行

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（文部科学省）を踏まえ、活動時の換気、手洗い、うがい等の感染予防を徹底する。各学期当初 2 週間は、休養日とする。